

令和6年度 伊根町水道事業水質検査計画

令和6年3月

伊根町役場地域整備課

1. 基本方針

伊根町では、住民の皆様「安全でおいしい水」を安定して供給する為に、水質検査計画を策定し検査結果を公表します。

2. 水道事業の概要

伊根町には簡易水道があります。

	給水地区	計画給水人口	給水人口 (R5.3.31)	計画1日 最大給水量	浄水場 の数	水源 の種類	浄水方法
伊根町 簡易水道	字野村、字蒲入、字本坂、字菅野、字本庄浜、字本庄宇治、字本庄上、字峠、字津母、字泊、字六万部、字井室、字大原、字新井、字日出、字平田及び字亀島区域の一部	1,938人	1,824人	1,124t	6	表流水 湧水	凝集沈殿急速ろ過 前処理+緩速ろ過 凝集沈殿ろ過 消毒

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源の多くを表流水に頼っている為、降雨による濁水の影響を受けやすく原水濁度に
応じ適切な凝集沈殿処理を行う必要があります。

浄水水質については良好ですが、河川の水質汚染事故により浄水水質が変動する可能性があるので、上流地域との連携や事故時の体制の強化に努めます。

4. 水質検査

採水場所 — 浄水は浄水場ごとに1箇所、合計6箇所、給水栓から採水します。
(但し、本庄系統は峠ポンプ場で採水)

原水は、表流水は筒川系が1箇所、朝妻川系が1箇所、足谷川系が1箇所、湧水系は4箇所、合計7箇所、取水口から採水します。

検査項目

(浄水) — 法令に定める51項目。(別紙1)

(原水) — 法令に定める 51 項目のうち消毒副生物を除く 39 項目。(別紙 2)

検査頻度 — 法令に定める 51 項目について、一定の基準により検査回数を減らす事が可能な項目については年 1 回とします。(別表)

省略可能な項目についても省略せずに最低年 1 回は実施します。

原水については年 1 回実施します。

その他 — 水質基準ではないが、水質管理上留意すべき項目として挙げられている水質管理目標設定項目、27 項目のうち 3 項目について年 1 回実施します。農薬類は 8 項目を使用時期に応じて行います。(別紙 3)

原水のクリプトスポリジウム及びジアルジア検査を年 1 回実施します。

5. 水質検査方法

水道法第 20 条第 3 項の登録検査機関に業務委託します。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全が確認されるまで行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果は地域整備課で閲覧できるほか、伊根町のホームページで公表します。

8. その他の留意事項

水質検査の精度と信頼性を確保する為、検査能力及び精度管理の確立した検査機関に業務を委託しています。

年間の水質検査結果を総合的に判断し、毎年水質検査計画の見直しをします。

(別紙 1)

*浄水全項目 (51項目)

1 一般細菌	26 臭素酸
2 大腸菌	27 総トリハロメタン
3 カドミウム及びその化合物	28 トリクロロ酢酸
4 水銀及びその化合物	29 ブロモジクロロメタン
5 セレン及びその化合物	30 ブロモホルム
6 鉛及びその化合物	31 ホルムアルデヒド
7 ヒ素及びその化合物	32 亜鉛及びその化合物
8 六価クロム化合物	33 アルミニウム及びその化合物
9 亜硝酸態窒素	34 鉄及びその化合物
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	35 銅およびその化合物
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	36 ナトリウム及びその化合物
12 フッ素及びその化合物	37 マンガン及びその化合物
13 ホウ素及びその化合物	38 塩化物イオン
14 四塩化炭素	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)
15 1,4-ジオキサン	40 蒸発残留物
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	41 陰イオン界面活性剤
	42 ジェオスミン
17 ジクロロメタン	43 2-メチルイソボルネオール
18 テトラクロロエチレン	44 非イオン界面活性剤
19 トリクロロエチレン	45 フェノール類
20 ベンゼン	46 有機物 (TOC の量)
21 塩素酸	47 pH 値
22 クロロ酢酸	48 味
23 クロロホルム	49 臭気
24 ジクロロ酢酸	50 色度
25 ジブロモクロロメタン	51 濁度

(別紙 2)

*原水全項目 (39項目)

1 一般細菌	20 ベンゼン
2 大腸菌	21 亜鉛及びその化合物
3 カドミウム及びその化合物	22 アルミニウム及びその化合物
4 水銀及びその化合物	23 鉄及びその化合物
5 セレン及びその化合物	24 銅およびその化合物
6 鉛及びその化合物	25 ナトリウム及びその化合物
7 ヒ素及びその化合物	26 マンガン及びその化合物
8 六価クロム化合物	27 塩化物イオン
9 亜硝酸態窒素	28 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	29 蒸発残留物
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	30 陰イオン界面活性剤
12 フッ素及びその化合物	31 ジェオスミン
13 ホウ素及びその化合物	32 2-メチルイソボルネオール
14 四塩化炭素	33 非イオン界面活性剤
15 1,4-ジオキサン	34 フェノール類
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,1-ジクロロエチレン	35 有機物 (TOC の量)
	36 pH 値
17 ジクロロメタン	37 臭気
18 テトラクロロエチレン	38 色度
19 トリクロロエチレン	39 濁度
20 ベンゼン	

(別紙 3)

*水質管理目標設定項目（3項目）

1 ジクロロアセトニトリル
2 1,1,1-トリクロロエタン
3 従属栄養細菌

*農薬類（8項目）

農薬類については、検査対象 115 項目の中から実際に使用されている農薬に含まれる項目を選定しています。検査は使用時期に応じて行います。採水地点は朝妻浄水場（朝妻川）と峠ポンプ場（筒川）の 2 箇所です。

1 ジチオカルバメート系農薬（5月）
2 テフリルトリオン（5月）
3 ピラクロニル（5月）
4 モリネート（5月）
5 アセフェート（7月）
6 ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート（7月）
7 フェニトロチオン（MEP）（7月）
8 ダイアジノン（8月）

別表

令和6年度検査回数(計画)

検査項目		朝妻	本庄	蒲入	筒川	野村	寺領	合計
1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	72
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	72
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	4	9
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	6
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	6
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	24
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	6
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	6
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	6
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-	1	1	1	1	1	1	6
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	6
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	6
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	6
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	6
21	塩素酸	4	4	4	4	4	4	24
22	クロ酢酸	4	4	4	4	4	4	24
23	クロホルム	4	4	4	4	4	4	24
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	24
25	ジブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	24
26	臭素酸	4	4	4	4	4	4	24
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	24
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	24
29	ブromジクロロメタン	4	4	4	4	4	4	24
30	ブromホルム	4	4	4	4	4	4	24
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	24
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
33	アルミニウム及びその化合物	1	4	4	4	4	1	18
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	12	17
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	4	9
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	6
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	72
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	6
40	蒸発残留物	4	4	4	1	4	1	18
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	6
42	ジェオスミン	6	6	6	6	6	6	36
43	2-メチルイソボルネオール	6	6	6	6	6	6	36
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	6
45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	6
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	72
47	pH値	12	12	12	12	12	12	72
48	味	12	12	12	12	12	12	72
49	臭気	12	12	12	12	12	12	72
50	色度	12	12	12	12	12	12	72
51	濁度	12	12	12	12	12	12	72
	遊離残留塩素	12	12	12	12	12	12	72
	ジクロロアセトニトリル	1	1	1	1	1	1	6
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	6
	従属栄養細菌	1	1	1	1	1	1	6

毎月検査

3ヶ月に1回検査

年1回検査